

《 基 本 理 念 》

こどもの「こころ」も「からだ」も「未来」もまんやかに
～持続可能な地域をつくろう～

あらゆるこどもは、身体的・精神的・社会的に、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活をおくることが望まれます。

また、児童福祉法第2条第2項に規定されているとおり、こどもの保護者は、こどもが心身ともに健やかに成長することについて、最も重要な責任を負っています。

本町はこの2つを基本認識とし、「こども」を社会の中心に据えて、子育てにかかる負担軽減と、こどもの健やかなこころ・からだの成長の後押しに努めます。

また、そうした成長を阻害する様々な困難に直面することもや家庭を支援します。このことで、誰もが安心してこどもを生み育て、こどもたちが地域の未来を担う新しい世代として活躍する地域をつくっていきます。

なお、本町では人口減少・少子高齢化が進んでいます。この影響はとても大きく、これまでできていたことができなくなる恐れもあります。学校、地域、行政等の各種取り組みは、取捨選択のうえ、方法や形を変えながら、持続可能な地域を目指します。

地域子ども・子育て支援事業

対象事業	事業概要
① 利用者支援事業	子育て支援事業を円滑に利用できるよう、身近な場所で相談に応じ、情報提供と助言、関係機関との連絡調整を総合的に行う事業
② 地域子育て支援拠点事業	公共施設や、保育所等において行う子育て支援事業
③ 妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導等を実施するとともに、妊娠期間中の必要に応じた医学的検査を実施する事業
④ 乳児家庭全戸訪問事業	すべての出生児を対象として、保健師が訪問し、乳児・産婦の観察や保健指導と、育児相談を行い、併せて健診や予防接種のお知らせを行う事業
⑤ 家庭支援事業（養育支援訪問事業）	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業
⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について児童養護施設等において必要な保護を行う事業
⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター（ふれあいサポート）事業）	子育てを手助けしてほしい人と、育児を手伝いたい人との支援活動に関する連絡・調整を実施する事業
⑧ 一時預かり事業	保護者の就労、傷病・入院、災害・事故、心理的・肉体的負担解消のための一時的な保育ニーズに対応し実施する預かり事業
⑨ 延長保育事業	就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、認定保育時間を超えた延長保育を行う事業
⑩ 病児・病後児保育事業	病院・保育所等付設の専用スペース等で看護師・保育士が一時的に保育する事業
⑪ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に支援員を配置して遊びや生活の場を提供して、児童の健全育成を図る事業
⑫ 産後ケア事業	出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業
⑬ 中間教室の設置（児童育成支援拠点事業）	家庭や学校に居場所のない児童に対して、居場所を提供し、生活習慣形成・学習支援・食事の提供・課外活動・進路相談・関係機関との連携・保護者相談に応じる事業
⑭ こども誰でも通園制度	保護者の就労状況にかかわらず、0歳6か月から3歳未満のこどもが保育所などを利用できる制度

佐久穂町役場 こども課

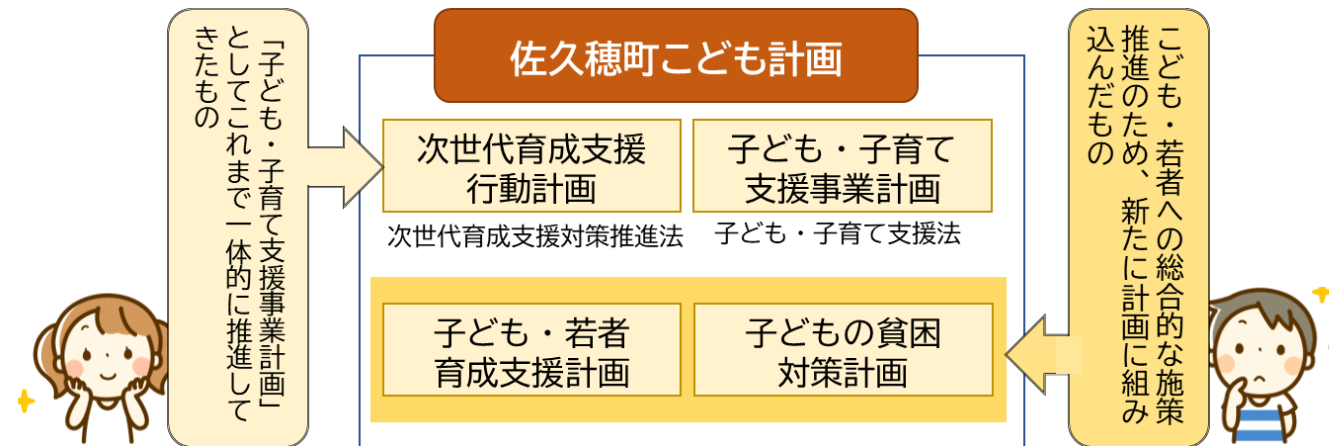
〒384-0697 長野県南佐久郡佐久穂町大字高野町569番地
代表Tel 0267-86-2525 直通Tel 0267-86-2340

佐久穂町こども計画

令和7年度～令和11年度



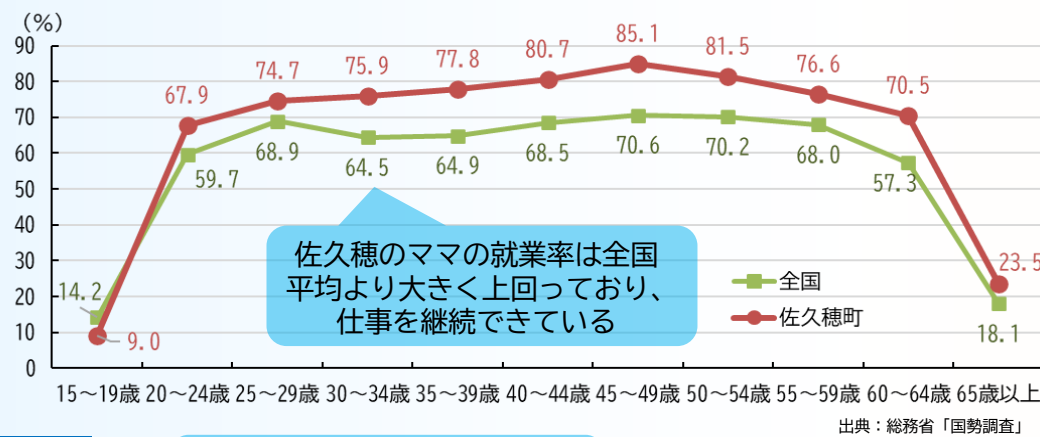
こどもの健やかな成長を総合的に支える地域づくりを推進するため、従来の「子ども・子育て支援事業計画」の範囲を拡大した「佐久穂町こども計画」を策定しました。



こども大綱等の国の政策に基づき、「佐久穂町こども計画」には、既存計画である「次世代育成支援行動計画」「子ども・子育て支援事業計画」に「子ども・若者育成支援計画」「子どもの貧困対策計画」を統合します。

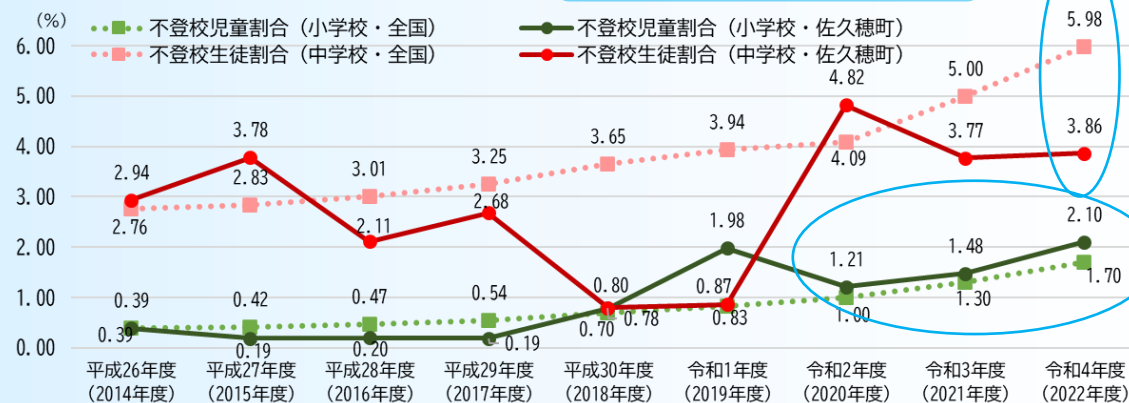
≪こどもを取り巻く状況≫

母親の就労状況



不登校児童・生徒数の推移

小中一貫教育により全国平均より大きく下回っている

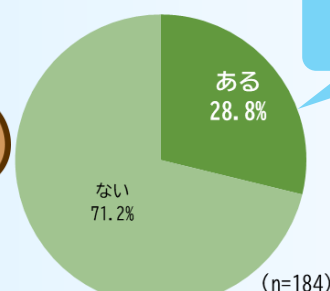


出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」、佐久穂町統計

いじめや嫌がらせの経験と相談できる人

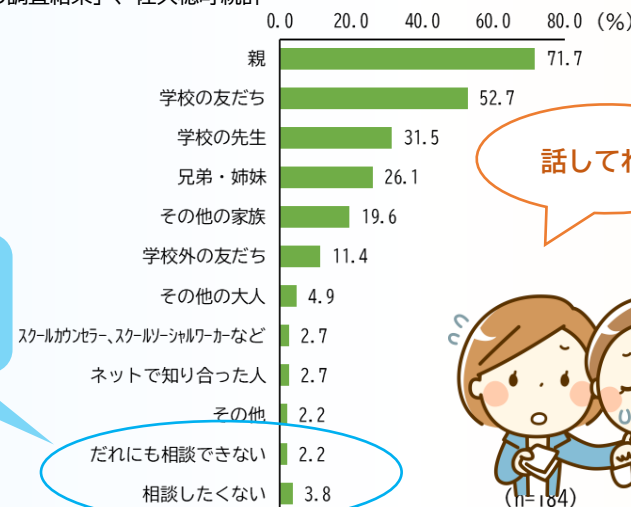


出典：佐久穂町「令和6年 子どもの生活状況調査」

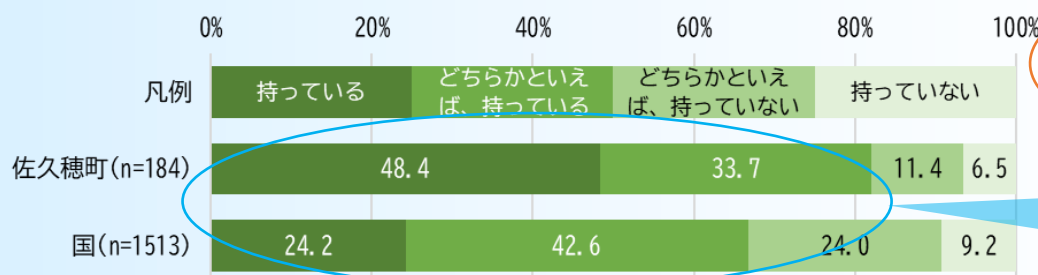


約3人に1人は経験がある

相談できない相談したくない人が6.0%いる



将来への明るい希望を持っている小中学生



皆が希望を持てる町にしていこう

全国平均より希望を持っているという回答が多い

基本目標1 家庭の子育て負担を軽減する

核家族化や共働き世帯の増加などの社会情勢や働き方を踏まえながら、子育て家庭のニーズに応じて、様々な子育て支援サービスを適切に提供します。

施策

- ◆ こども・母親の健康の支援
- ◆ 子育て支援サービスの提供
- ◆ 保育サービスの充実

基本目標2 学童期・青年期における学びと成長を支える

こどもが学童期から青年期にかけて、健やかに成長し、将来社会に出て活躍するための力を育めるように、様々な形で豊かな学びの機会を提供します。また、社会に出たあとの自立と自己実現を支援します。

施策

- ◆ 学童期の居場所の確保
- ◆ こどもの健やかな成長支援
- ◆ 学校の教育環境の充実
- ◆ 多様な学びと体験の提供
- ◆ 青年期の経済支援・就労支援
- ◆ 社会的な自立と自己実現のための支援

基本目標3 困難を抱えるこども・家庭への支援を充実させる

経済的な困難をはじめとして、こどもの成長や学びにおいて抱える困難や、こどもが育つ家庭の問題に対応するために、各種支援体制を充実させます。

施策

- ◆ 子育て家庭への経済的支援
- ◆ ひとり親家庭の支援
- ◆ 児童虐待やヤングケアラーへの対応
- ◆ 障がい児施策の充実
- ◆ いじめ、不登校、こころの問題への対応

基本目標4 地域全体でこどもの健やかな成長を支える

こどもが生まれてから社会に出るまでのライフステージを通して、切れ目なく必要な支援を受けることができるよう、地域全体で、こどもと子育て家庭を支え、見守ることのできる環境づくりに取り組みます。

施策

- ◆ こどもの権利の共有
- ◆ 多様な悩みに対応できる体制づくり
- ◆ 家庭や地域の子育て力の向上
- ◆ 安全・安心のまちづくり